○○○○様

社会福祉法人 ○○○会 理 事 長 ○○○○

社会福祉法人○○○会における第三者委員就任のお願いについて(依頼)

平素より、当社会福祉法人〇〇〇会の諸事業に、ご協力を賜り、厚く感謝申 しあげます。

さて、社会福祉法第82条は「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならい。」とされており、また、事業者や利用者と中立で、公平な立場の第三者委員を設置し、利用者の苦情を聴き、また、双方の間に入って助言を行なう等によって、福祉サービスの質の向上を図る社会福祉法人の事業所が増えています。

つきましては、○○○○様を当法人の第三者委員に、ご就任お願い申しあげます。

委 嘱 状

○○○○様

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために社会福祉 法人○○○会の第三者委員を委嘱します。

(委嘱期間 令和○年○月○日~令和○年○月○日)

令和○年○月○日

社会福祉法人 〇〇〇会

理事長 〇〇〇〇

第三者委員 就任承諾書

私儀、社会福祉法人	○○○会が設置する苦情解決第三者委員に就任するこ
とを承諾いたします。	

令和○年○月○日

住	所	

社会福祉法人 〇〇〇会

理 事 長 ○○○○様